

企業団発注工事のインフレスライド条項の適用について

東日本大震災で被災した地域及び水道施設等の迅速かつ円滑な復旧・復興を促進させるため、当企業団が発注する建設工事について、宮城県における賃金等の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款第25条第6項の「インフレスライド」条項の運用を宮城県に準じて定め、下記のとおり適用することとします。

記

- 1 対象工事 当企業団が発注する工事であること。ただし、残工期が2ヶ月以上ある工事とする。

- 2 変更の方法
 - (1) 対象 宮城県において、賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

 - (2) 請負者負担 残工事費の1%

 - (3) 再スライド 可能（宮城県において、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能）

お問い合わせ先 総務課管財係
電話：0225-95-6713